

# いじめ防止対策推進法 ぼうしだいさくすいしんぽう 〈牛久第二小学校児童版〉 うしくだいにしょうがっこうじどうばん

いじめは、いつでも、どこでも起こるものです。だれでも、いじめる人になることがあります。いじめられる人になることもあります。だから、みんなで「いじめをしない、させない、許さない」ように、頑張りましょう。

「いじめ防止対策推進法」の第1章と「茨城県いじめの根絶を自指す条例」には、いじめをなくすための国や県の考え方が書いてあります。

第1条 「このきまりは、なんのためにできたのか」

いじめがあると、学校で安心して学ぶことができなくなります。

いじめがあると、心や体が自分らしく成長することができなくなります。

命が危険になったり、体に大きなけがをしたりすることがあります。

だから、いじめをなくすために、このきまりがつけられました。

第2条 「いじめとは、どういうことか」

いじめとは、ある子供が、同じ学校に通っていたりスポーツクラブや塾などが同じだったりして「つながりがある」ほかの子供に、心や体、物などに何かをされて、いやな思いやいたい思いをすることです。

インターネットでつながっている人にされたことも、いじめです。

第3条 「どんなふうになるといいのか」

みんなが安心して学んだり活動したりできるように、学校でも学校でないところでも、いじめがなくなる方がいいのです。

第4条 「やってはいけないこと」

いじめをしてはいけません。

第5条 「国や県がしなくてはいけないこと」

国や県は、いじめがなくなるように考えて、実行しなくてははいけません。

第6条 「県や市がしなくてはいけないこと」

県や市は、国と力を合わせて、いじめがなくなるよう考えて、実行しなくてははいけません。

第7条 「牛久市がしなくてはいけないこと」

牛久市の学校でいじめがなくなるようにしなくてははいけません。

第8条 「学校や先生がしなくてはいけないこと」

学校や先生は、家の人や地域の人などと力を合わせて、いじめが起らないようにします。いじめを早く見つけます。見つけたいじめは、すぐに解決できるようにしなくてははいけません。

## 第9条 「家の人がいじめをしないこと」

家の人はいじめをしないこと、責任があるので、子供がいじめをしないように育てます。  
自分の子供がいじめられたときは、いじめから守ります。  
国や県、市、学校と力を合わせて、いじめをなくすようにします。

## 第10条 「いじめをなくすために」

国や県、市、地域で、いじめをしない子供を育てます。  
いじめがある、いじめかもしれないと思ったときは、みんなに知らせます。国や県、市、地域のみなさんは、子供の手本となって、いじめがなくなるようにします。

## 二 小の先生ががんばること

いじめから、いじめが起きないように、あたたかな学校にします

○みんなが学び合える教室 ○あいさつ ○スマイルタイム など

いじめを早く見つけられるようにします

○みんなの笑顔チェック ○学びやあそびのようす ○アンケート ○相談 などから

いじめが起ってしまったら、力を合わせて解決するようにがんばります

1 先生たちがチームを組んで、どんなことがあったのかを調べます。



いじめた人やいじめられた人だけでなく、まわりにいた人にも話を聞きます。

2 調べたことをもとに相談して、解決の方法を考えます。



いじめられた人とどうしたらよいか話し合います。

いじめた人や、まわりにいた人とも、どうしたら解決できるか話します。

3 家の人に知らせて、起こったことを伝え、これからどうするかを相談します。



おたがいに安心して学んだり活動したりできるように相談します。

4 いじめが解決するまで、先生チームが見守ります。



いじめられた人もいじめた人もまわりの人も、安心できるまで先生チームが見守ります。

もっとあたたかな学校になるよう、反省したり工夫したりします。

《みんなへおねがい》「いじめかな」と思ったら、できるだけ早くだれかに教えてください。  
勇気がいることですが、つらい思いをしている人を助けましょう。  
あなたも、いじめをなくすチームのなかまです。

※ いじめ防止対策推進法〈牛久第二小学校児童版〉は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)と「茨城県いじめの根絶を目指す条例」(令和2年4月1日施行)を基に作成しています。